

古河市告示第303号



都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、古河都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同法第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成26年11月4日

古河市長 菅 谷 憲一郎

1 都市計画の種類及び名称

地区計画の変更（名崎地区）

2 都市計画を変更する土地の区域

名崎地区地区計画

古河市 名崎の全部

恩名字鹿野の一部

尾崎字瀬戸井野の一部

3 縦覧場所

古河市建設部都市計画課（三和庁舎）

古河都市計画地区計画の変更（古河市決定）

都市計画 名崎地区地区計画を次のように変更する。

名 称	名崎地区地区計画
位 置	古河市 名崎の全部 恩名字鹿野の一部 尾崎字瀬戸井野の一部
面 積	約 83.4 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>本地区は、古河市の東部に位置し、現在整備が進められている首都圏中央連絡自動車道境古河ICから北に約 6.5 km の距離にあることから、市総合計画並びに市都市計画マスタープランにおいて「みどりと産業交流拠点」に位置づけられた地区である。</p> <p>また、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく「茨城圏央道産業コンプレックス基本計画」においては、重点的に企業立地を図るべき集積区域として位置付けられている地区である。</p> <p>このため、建築物等の規制誘導により、周辺の住環境、自然環境及び景観との調和に配慮しながら、新たな産業交流拠点としてふさわしい合理的な土地利用を図ることを地区計画の目標とする。</p>
	<p>本地区は、市の新たな産業交流拠点として位置付けられていることから、生産・流通の業種を中心とした工場及び関連施設の集積した工業系地区としての土地利用を図ることとする。</p>
	<p>道路については、当地区の生産活動等が安全かつ機能的に行えるよう計画的に幅員 25.5m の道路を配置するとともに、開発により地区内に存する生活道路が分断されるため、生活道路機能についても確保できるよう適切に配置する。</p> <p>緑地等については、周辺の住環境や自然環境との調和を図るために、適切な位置に配置し、その維持及び保全に努める。</p>
	<p>用途の混在を防止し、新たな産業交流拠点としてふさわしい土地利用を図るため、建築物等の用途の制限、建築物等の容積率の最高限度、建築物等の建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行うものとする。</p>

	建築物の壁若しくはこれに代わる柱は、地盤面下の部分を除き、隣地境界線及び緩衝線から2m以上離さなければならぬ。ただし、述べた面積が10㎡以内の小規模な付属建築物又は、防災上必要な建築物についてはこの限りでない。	建築物の壁若しくはこれに代わる柱は、隣地境界線間に緑地等の空地を設けるなど一定の離隔を確保したものと配慮する。	建築物の壁若しくはこれに代わる柱は、地盤面下の部分を除き、隣地境界線から2m以上離さなければならぬ。ただし、述べた面積が10㎡以内の小規模な付属建築物についてはこの限りでない。
壁面位置の制限 建築物の高さの最高限度	周辺の土地利用状況等を考慮して、第1種又は第2種低層住居専用地域の日影規制(建築基準法別表第四第一項(は)欄(一))を満たさない場合に限り、高さの最高限度は定めないこととする。	10mとする。ただし、第1種又は第2種低層住居専用地域の日影規制(建築基準法別表第四第一項(は)欄(一))を満たさない場合に限り、高さの最高限度は定めないこととする。	10mとする。ただし、第1種又は第2種低層住居専用地域の日影規制(建築基準法別表第四第一項(は)欄(一))を満たさない場合に限り、高さの最高限度は定めないこととする。
建築物の形態又は意匠の制限	建築物の形態または意匠は次のとおりとする。 1 建築物及び工作物の形態又は意匠は、周辺環境との調和及び景観に配慮したものとする。 2 建築物及び工作物の色彩は、原則として原色を避け、周辺環境と調和し、周囲の景観に配慮したものとする。また、形態及び色彩は、原則として原色を避け、周辺環境と調和し、ネオン広告の場合は点滅させないなど、周辺環境に配慮したものとする。 3 屋外広告物は、自家用広告物とし、敷地内へ設置する。	「地区計画の区域、地区整備計画の区域は計画図に示すとおり。」	工場及び工場関連施設の立地集積によるみどりと産業交流拠点としての機能強化を図るため、地区計画の都市計画変更をするものである。

理由

新 旧 対 照 表

変更前
変更後

名 称	名崎地区地区計画
位 置	古河市 名崎の全部 恩名字鹿野の一部 尾崎字瀬戸井野の一部
面 積	約 72.3 ha 約 83.4 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標 本地区は、古河市の東部に位置し、現在整備が進められている首都圏中央連絡自動車道（仮称）境ICから北に約 6.5 km の距離に境古河あることから、市総合計画並びに市都市計画マスター プランにおいて「みどりと産業交流拠点」に位置づけられた地区である。 また、「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく「茨城圏央道産業コンプレックス基本計画」においては、重点的に企業立地を図るべき集積区域として位置付けられている地区である。 このため、建築物等の規制誘導により、周辺の住環境、自然環境及び景観との調和に配慮しながら、新たな産業交流拠点としてふさわしい合理的な土地利用を図ることを地区計画の目標とする。
	土地利用の方針 本地区は、市の新たな産業交流拠点として位置付けられていることから、生産・流通の業種を主体とした工場及び関連施設の集積した工業専用地区としての土地利用を図ることとする。 系
	地区施設の整備方針 道路については、当地区の生産活動等が安全かつ機能的に行えるよう計画的に幅員 25.5m の道路を配置するとともに、開発により地区内に存する生活道路が分断されるため、生活道路機能についても確保できるよう適切に配置する。 緑地等については、周辺の住環境や自然環境との調和を図るため、適切な位置に配置し、その維持及び保全に努める。
	建築物等の整備方針 用途の混在を防止し、新たな産業交流拠点としてふさわしい土地利用を図るため、建築物等の用途の制限、建築物等の容積率の最高限度、建築物等の建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行うものとする。

(地区計画の区域は、計画図表示のとおり)

地区施設の配置及び 規模		道路 幅員 6.0m	延長 約1,810m
地区区分	地区の名称	A 地区	B 地区
	地区の面積 約70.0ha	約0.4ha	約1.9ha
			C—1 地区
			C—2 地区

次に掲げる建築物等は建築又は設置してはならない。
1 建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)別表第二(表)項に掲げる建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000m²を超えるもの
2 店舗・飲食店その他これらに類する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000m²を超えるもの

次に掲げる建築物等は建築又は設置してはならない。
1 店舗・飲食店その他これらに類する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000m²を超えるもの
2 店舗・飲食店その他これらに類する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000m²を超えるもの

次に掲げる建築物等は建築又は設置してはならない。
1 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
2 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
3 公衆浴場
4 自動車教習所
5 カラオケボックスその他これらに類するもの
6 一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を業として行おうとする事業者が設置する施設、建築物又は工作物(積替保管施設を含む)
7 都市計画法施行令(昭和44年6月13日政令第158号)第20条に掲げた建築物
8 葬儀場

建築物等の用途の制限

建築物等に関する事項

地区整備計画

1 店舗・飲食店その他これらに類する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000m²を超えるもの
2 店舗・飲食店その他これらに類する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000m²を超えるもの

3 ホテル、旅館
4 ポーリング場、スケート場、水泳場、スキーフィールド、ボート場、スケーティング練習場その他これらに類するもの
5 マージャン屋、ばらんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝馬投票券発売所その他これらに類するもの
6 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
7 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
8 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は展示場、遊技場その他これらに類するもの
9 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
10 公衆浴場
11 カラオケボックスその他これらに類するもの
12 一般廃棄物又は産業廃棄物の処理を業として行おうとする事業者が設置する施設、建築物又は工作物(積替保管施設を含む)
13 都市計画法施行令(昭和44年6月13日政令第158号)第20条に掲げた建築物
14 葬儀場

15 鮮花場

16 第20条に掲げた建築物

17 鮮花場

18 鮮花場

19 鮮花場

20 鮮花場

21 鮮花場

22 鮮花場

23 鮮花場

24 鮮花場

25 鮮花場

26 鮮花場

27 鮮花場

28 鮮花場

29 鮮花場

30 鮮花場

31 鮮花場

32 鮮花場

33 鮮花場

34 鮮花場

35 鮮花場

36 鮮花場

37 鮮花場

38 鮮花場

39 鮮花場

40 鮮花場

41 鮮花場

42 鮮花場

43 鮮花場

44 鮮花場

45 鮮花場

46 鮮花場

47 鮮花場

48 鮮花場

49 鮮花場

50 鮮花場

51 鮮花場

52 鮮花場

53 鮮花場

54 鮮花場

55 鮮花場

56 鮮花場

57 鮮花場

58 鮮花場

59 鮮花場

60 鮮花場

61 鮮花場

62 鮮花場

63 鮮花場

64 鮮花場

65 鮮花場

66 鮮花場

67 鮮花場

68 鮮花場

69 鮮花場

70 鮮花場

71 鮮花場

72 鮮花場

73 鮮花場

74 鮮花場

75 鮮花場

76 鮮花場

77 鮮花場

78 鮮花場

79 鮮花場

80 鮮花場

81 鮮花場

82 鮮花場

83 鮮花場

84 鮮花場

85 鮮花場

86 鮮花場

87 鮮花場

88 鮮花場

89 鮮花場

90 鮮花場

91 鮮花場

92 鮮花場

93 鮮花場

94 鮮花場

95 鮮花場

96 鮮花場

97 鮮花場

98 鮮花場

99 鮮花場

100 鮮花場

101 鮮花場

102 鮮花場

103 鮮花場

104 鮮花場

105 鮮花場

106 鮮花場

107 鮮花場

108 鮮花場

109 鮮花場

110 鮮花場

111 鮮花場

112 鮮花場

113 鮮花場

114 鮮花場

115 鮮花場

116 鮮花場

117 鮮花場

118 鮮花場

119 鮮花場

120 鮮花場

121 鮮花場

122 鮮花場

123 鮮花場

124 鮮花場

125 鮮花場

126 鮮花場

127 鮮花場

128 鮮花場

129 鮮花場

130 鮮花場

131 鮮花場

132 鮮花場

133 鮮花場

134 鮮花場

135 鮮花場

136 鮮花場

137 鮮花場

138 鮮花場

139 鮮花場

140 鮮花場

141 鮮花場

142 鮮花場

143 鮮花場

144 鮮花場

145 鮮花場

146 鮮花場

147 鮮花場

148 鮮花場

149 鮮花場

150 鮮花場

151 鮮花場

152 鮮花場

153 鮮花場

154 鮮花場

155 鮮花場

156 鮮花場

157 鮮花場

158 鮮花場

159 鮮花場

160 鮮花場

161 鮮花場

162 鮮花場

163 鮮花場

164 鮮花場

165 鮮花場

166 鮮花場

167 鮮花場

168 鮮花場

169 鮮花場

170 鮮花場

171 鮮花場

172 鮮花場

173 鮮花場

174 鮮花場

175 鮮花場

176 鮮花場

177 鮮花場

178 鮮花場

179 鮮花場

180 鮮花場

181 鮮花場

182 鮮花場

183 鮮花場

184 鮮花場

185 鮮花場

186 鮮花場

187 鮮花場

188 鮮花場

189 鮮花場

190 鮮花場

191 鮮花場

192 鮮花場

193 鮮花場

194 鮮花場

195 鮮花場

196 鮮花場

197 鮮花場

198 鮮花場

199 鮮花場

200 鮮花場

201 鮮花場

202 鮮花場

203 鮮花場

204 鮮花場

205 鮮花場

206 鮮花場

207 鮮花場

208 鮮花場

209 鮮花場

210 鮮花場

211 鮮花場

212 鮮花場

213 鮮花場

214 鮮花場

215 鮮花場

216 鮮花場

217 鮮花場

218 鮮花場

219 鮮花場

220 鮮花場

221 鮮花場

222 鮮花場

223 鮮花場

224 鮮花場

225 鮮花場

226 鮮花場

227 鮮花場

228 鮮花場

229 鮮花場

230 鮮花場

231 鮮花場

232 鮮花場

233 鮮花場

234 鮮花場

235 鮮花場

236 鮮花場

237 鮮花場

238 鮮花場

239 鮮花場

240 鮮花場

241 鮮花場

242 鮮花場

243 鮮花場

244 鮮花場

245 鮮花場

246 鮮花場

247 鮮花場

248 鮮花場

249 鮮花場

250 鮮花場

251 鮮花場

252 鮮花場

253 鮮花場

254 鮮花場

255 鮮花場

256 鮮花場

257 鮮花場

258 鮮花場

259 鮮花場

260 鮮花場

261 鮮花場

262 鮮花場

263 鮮花場

264 鮮花場

265 鮮花場

266 鮮花場

267 鮮花場

268 鮮花場

269 鮮花場

270 鮮花場

271 鮮花場

272 鮮花場

273 鮮花場

274 鮮花場

275 鮮花場

276 鮮花場

277 鮮花場

278 鮮花場

279 鮮花場

280 鮮花場

281 鮮花場

282 鮮花場

283 鮮花場

284 鮮花場

285 鮮花場

286 鮮花場

287 鮮花場

288 鮮花場

289 鮮花場

290 鮮花場

291 鮮花場

292 鮮花場

293 鮮花場

294 鮮花場

295 鮮花場

296 鮮花場

297 鮮花場

298 鮮花場

299 鮮花場

300 鮮花場

301 鮮花場

302 鮮花場

303 鮮花場

304 鮮花場

305 鮮花場

306 鮮花場

307 鮮花場

308 鮮花場

309 鮮花場

310 鮮花場

311 鮮花場

312 鮮花場

313 鮮花場

314 鮮花場

315 鮮花場

316 鮮花場

317 鮮花場

318 鮮花場

319 鮮花場

320 鮮花場

321 鮮花場

322 鮮花場

323 鮮花場

324 鮮花場

325 鮮花場

326 鮮花場

327 鮮花場

328 鮮花場

329 鮮花場

330 鮮花場

331 鮮花場

332 鮮花場

333 鮮花場

334 鮮花場

335 鮮花場

336 鮮花場

337 鮮花場

338 鮮花場

339 鮮花場

340 鮮花場

341 鮮花場

342 鮮花場

343 鮮花場

344 鮮花場

345 鮮花場

346 鮮花場

347 鮮花場

348 鮮花場

349 鮮花場

350 鮮花場

351 鮮花場

352 鮮花場

353 鮮花場

354 鮮花場

355 鮮花場

356 鮮花場

357 鮮花場

358 鮮花場

359 鮮花場

360 鮮花場

361 鮮花場

362 鮮花場

363 鮮花場

364 鮮花場

365 鮮花場

366 鮮花場

367 鮮花場

368 鮮花場

369 鮮花場

370 鮮花場

371 鮮花場

372 鮮花場

373 鮮花場

374 鮮花場

375 鮮花場

376 鮮花場

377 鮮花場

378 鮮花場

379 鮮花場

380 鮮花場

381 鮮花場

382 鮮花場

383 鮮花場

384 鮮花場

385 鮮花場

386 鮮花場

387 鮮花場

388 鮮花場

389 鮮花場

390 鮮花場

391 鮮花場

392 鮮花場

393 鮮花場

394 鮮花場

395 鮮花場

396 鮮花場

397 鮮花場

398 鮮花場

399 鮮花場

400 鮮花場

401 鮮花場

402 鮮花場

403 鮮花場

404 鮮花場

405 鮮花場

406 鮮花場

407 鮮花場

408 鮮花場

409 鮮花場

410 鮮花場

411 鮮花場

412 鮮花場

413 鮮花場

414 鮮花場

415 鮮花場

416 鮮花場

417 鮮花場

418 鮮花場

419 鮮花場

420 鮮花場

421 鮮花場

422 鮮花場

423 鮮花場

424 鮮花場

425 鮮花場

426 鮮花場

427 鮮花場

428 鮮花場

429 鮮花場

430 鮮花場

431 鮮花場

432 鮮花場

433 鮮花場

434 鮮花場

435 鮮花場

436 鮮花場

437 鮮花場

438 鮮花場

439 鮮花場

440 鮮花場

441 鮮花場

442 鮮花場

443 鮮花場

444 鮮花場

445 鮮花場

446 鮮花場

447 鮮花場

448 鮮花場

449 鮮花場

450 鮮花場

451 鮮花場

452 鮮花場

453 鮮花場

454 鮮花場

455 鮮花場

456 鮮花場

457 鮮花場

458 鮮花場

459 鮮花場

460 鮮花場

461 鮮花場

462 鮮花場

463 鮮花場

464 鮮花場

465 鮮花場

466 鮮花場

467 鮮花場

468 鮮花場

469 鮮花場

470 鮮花場

471 鮮花場

472 鮮花場

473 鮮花場

474 鮮花場

475 鮮花場

476 鮮花場

477 鮮花場

478 鮮花場

479 鮮花場

480 鮮花場

481 鮮花場

482 鮮花場

483 鮮花場

484 鮮花場

485 鮮花場

486 鮮花場

487 鮮花場

488 鮮花場

489 鮮花場

490 鮮花場

491 鮮花場

492 鮮花場

493 鮮花場

494 鮮花場

495 鮮花場

496 鮮花場

497 鮮花場

498 鮮花場

499 鮮花場

500 鮮花場

501 鮮花場

502 鮮花場

503 鮮花場

504 鮮花場

505 鮮花場

506 鮮花場

507 鮮花場

508 鮮花場

509 鮮花場

510 鮮花場

511 鮮花場

512 鮮花場

513 鮮花場

514 鮮花場

515 鮮花場

516 鮮花場

517 鮮花場

518 鮮花場

519 鮮花場

520 鮮花場

521 鮮花場

522 鮮花場

523 鮮花場

524 鮮花場

525 鮮花場

526 鮮花場

527 鮮花場

528 鮮花場

529 鮮花場

530 鮮花場

531 鮮花場

532 鮮花場

533 鮮花場

534 鮮花場

535 鮮花場

536 鮮花場

537 鮮花場

538 鮮花場

539 鮮花場

540 鮮花場

541 鮮花場

542 鮮花場

543 鮮花場

544 鮮花場

545 鮮花場

546 鮮花場

547 鮮花場

548 鮮花場

549 鮮花場

550 鮮花場

551 鮮花場

552 鮮花場

553 鮮花場

554 鮮花場

555 鮮花場

556 鮮花場

557 鮮花場

558 鮮花場

559 鮮花場

560 鮮花場

561 鮮花場

562 鮮花場

563 鮮花場

564 鮮花場

565 鮮花場

566 鮮花場

567 鮮花場

568 鮮花場

569 鮮花場

570 鮮花場

571 鮮花場

572 鮮花場

573 鮮花場

574 鮮花場

575 鮮花場

576 鮮花場

577 鮮花場

578 鮮花場

579 鮮花場

580 鮮花場

581 鮮花場

582 鮮花場

583 鮮花場

584 鮮花場

585 鮮花場

586 鮮花場

587 鮮花場

588 鮮花場

589 鮮花場

590 鮮花場

591 鮮花場

592 鮮花場

593 鮮花場

594 鮮花場

595 鮮花場

596 鮮花場

597 鮮花場

598 鮮花場

599 鮮花場

600 鮮花場

		建築物の壁若しくはこれに代わる柱は、地盤面下の部分を除き、隣地境界線及び緩衝線地から2m以上離さなければならぬ。 ただし、述べ床面積が10m ² 以内の小規模な付属建築物又は、防災上必要な建築物についてはこの限りでない。	建築物の壁若しくはこれに代わる柱は、隣地境界線間に代わる柱は、隣地境界線から2m以上離さなければならぬ。 ただし、述べ床面積が10m ² 以内の小規模な付属建築物又は、防災上必要な建築物についてはこの限りでない。	建築物の壁若しくはこれに代わる柱は、地盤面下の部分を除き、隣地境界線から2m以上離さなければならぬ。 ただし、述べ床面積が10m ² 以内の小規模な付属建築物又は、防災上必要な建築物についてはこの限りでない。
	壁面位置の制限	周辺の土地利用状況等を考慮して、第1種又は第2種低層住専用地域の日影規制(建築基準法別表第四第一項(は) (に) 欄(一) を満たす場合に限り、高さの最高限度は定めないこととする。	10mとする。ただし、第1種又は第2種低層住専用地域の日影規制(建築基準法別表第四第一項(は) (に) 欄(一) を満たす場合に限り、高さの最高限度は定めないこととする。	20mとする。ただし、周辺の土地利用状況等を考慮して、第1種又は第2種低層住専用地域の日影規制(建築基準法別表第四第一項(は) (に) 欄(一) を満たさなければならない。
	建築物の高さの最高限度	建築物の形態または意匠は次のとおりとする。 1 建築物及び工作物の形態又は意匠は、周辺環境との調和及び景観に配慮したものとする。 2 建築物及び工作物の色彩は、原則として原色を避け、周辺環境と調和し、周囲の景観に配慮したものとする。 3 屋外広告物は、自家用広告物とし、敷地内へ設置する。また、形態及び色彩は、原則として原色を避け、周辺環境と調和し、ネオン広告の場合は点滅させないなど、周辺環境に配慮したものとする。	建築物の形態または意匠は次のとおりとする。 1 建築物及び工作物の形態又は意匠は、周辺環境との調和及び景観に配慮したものとする。 2 建築物及び工作物の色彩は、原則として原色を避け、周辺環境と調和し、周囲の景観に配慮したものとする。 3 屋外広告物は、自家用広告物とし、敷地内へ設置する。また、形態及び色彩は、原則として原色を避け、周辺環境と調和し、ネオン広告の場合は点滅させないなど、周辺環境に配慮したものとする。	建築物の形態または意匠は次のとおりとする。 1 建築物及び工作物の形態又は意匠は、周辺環境との調和及び景観に配慮したものとする。 2 建築物及び工作物の色彩は、原則として原色を避け、周辺環境と調和し、周囲の景観に配慮したものとする。 3 屋外広告物は、自家用広告物とし、敷地内へ設置する。また、形態及び色彩は、原則として原色を避け、周辺環境と調和し、ネオン広告の場合は点滅させないなど、周辺環境に配慮したものとする。
	建築物の形態又は意匠の制限			

「地区計画の区域、地区整備計画の区域は計画図に示すとおり。」

都市計画区域マスタープランで定める目標に基づき、市街化区域内に編入し用途地域の設定にあわせて、地区整備計画で定める建築物等に関する事項の一部を変更し、加えて周辺の県道などの道路整備の進捗により地区施設の配置変更等の必要が生じたため、地区計画の都市計画変更をするものである。

理由

工場及び工場関連施設の立地集積によるみどりと産業交流拠点としての機能強化を図るため、地区計画の都市計画変更をするものである。

古河都市計画 名崎地区地区計画の変更（古河市決定）

【面 積】 約 72.3ha → 約 83.4ha

【地区施設】 道路
 • 既設 4 車線道路の延伸を位置付け (W=25.5m/L=460m)
 • 区域拡大に伴う外周道路の変更 (W=6m/L=1810m→1760m)

【建築物等に関する事項】

A 地区 約 71.9ha → 約 70.0ha (約 1.9ha を C-1 地区に変更)

B 地区 約 0.4ha

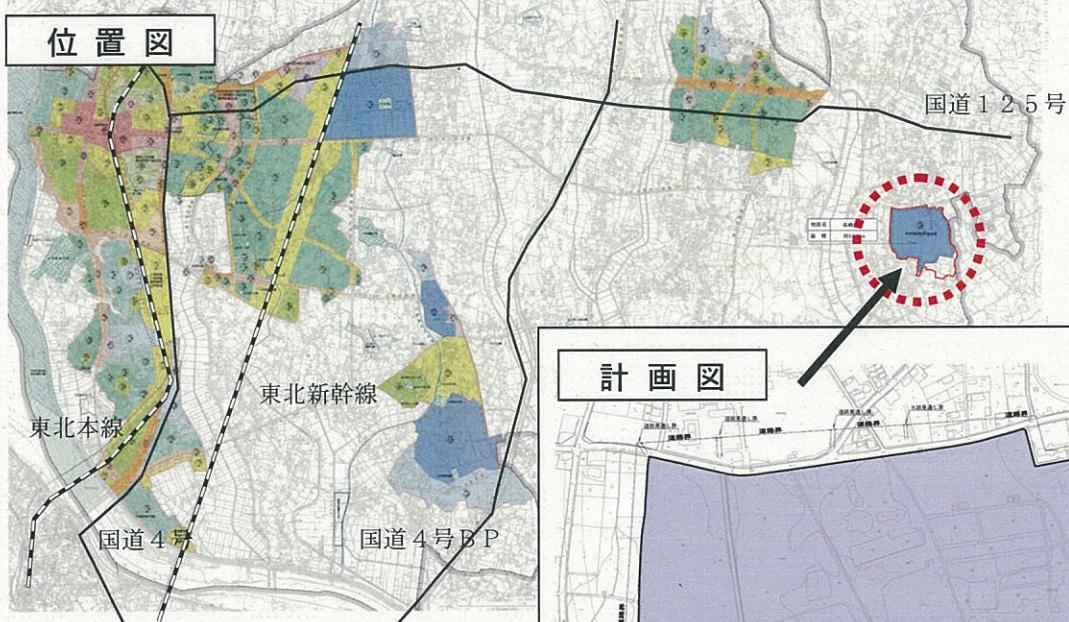
C-1 地区 約 1.9ha

• 大規模集客施設やホテル、旅館等の用途を制限

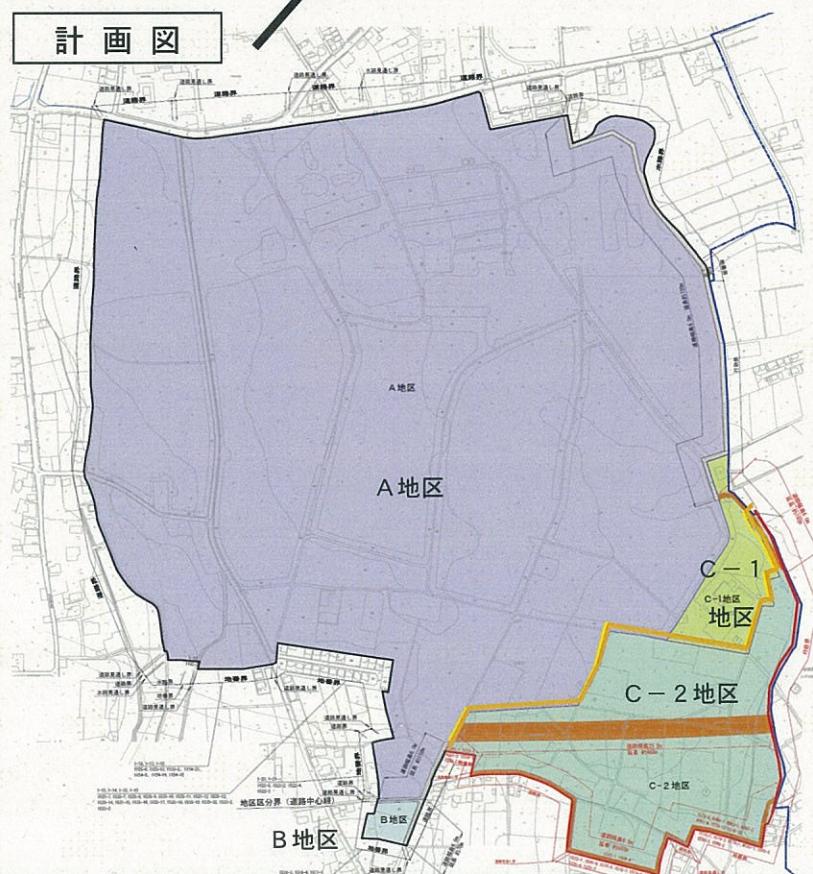
C-2 地区 約 11.1ha (拡大区域)

• 準工業地域相当の用途制限を基本に、大規模集客施設やホテル等の用途を制限

位置図



計画図



凡 例

行政区域界		-----
地区計画区域界	今回決定(変更分)	-----
	変更前	-----
	既決定	-----
地区施設		-----
地区施設	今回決定(変更分)	-----
	変更前	-----
	既決定	-----
地区区分界		-----
A 地区	-----	
B 地区	-----	
C-1地区	-----	
C-2地区	-----	

【変更理由】 地区計画の区域を拡大し、周辺環境との調和に配慮した建築物等の規制・誘導による工場及び工場関連施設の立地集積を図り、みどりと産業交流拠点としてふさわしい土地利用を促進するため、地区計画の変更を行う

同時都市計画決定案件（市決定）

用途地域の変更 (C-1 地区) • 工業専用地域 → 準工業地域 (約 1.9ha)